

令和2年度

定期監査報告書

とがち広域消防事務組合  
監査委員



十消監査第 44 号  
令和 3 年 3 月 26 日

とちぎ広域消防事務組合  
組合長 米 沢 則 寿 様  
とちぎ広域消防事務組合議会  
議長 有 城 正 憲 様

とちぎ広域消防事務組合  
監査委員 川 端 洋 之  
監査委員 寺 林 俊 幸

定期監査報告書の提出について

地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、令和 2 年度に実施した定期監査について、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

# 定期監査報告書

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づく定期監査について、とちぎ広域消防事務組合監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

## 第1 監査の項目

収入事務の執行状況について

## 第2 監査の目的

収入事務の諸手続や執行状況等が、関係法令や契約書等に基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

## 第3 監査の対象

事務局、消防局

## 第4 監査の範囲及び方法

### 1 範囲

令和2年4月1日から令和2年10月31日までに執行された収入事務

### 2 方法

監査をする収入事務については抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

## 第5 監査の着眼点

- 1 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。
- 2 調定額の算定及び計算に誤りはないか。
- 3 調定の時期及び手続は適正か。
- 4 納入の通知は適正か。

## 第6 監査の期間

令和2年12月15日から令和3年3月24日まで

## **第7 監査の結果**

収入事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

## **第8 監査結果に関する意見**

監査の結果、収入事務の執行につきましては、全体を通しておおむね適正に行われていることが確認できました。

収入事務は、業務を行う上で基本的な事務でありますので、引き続き適正な事務の執行に努められますよう望みます。

また、本年4月からは、財務会計事務の統一的な運用が開始されますことから、より一層、効率的な行政運営を推進されますことを期待いたします。